別紙７

地方分権改革の実現に向けた要求

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方分権改革を確実に推進していくことが必要であり、あわせて、地方が主体的に行財政運営を行うことができるよう、地方税財政制度を抜本的に見直すことが不可欠である。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるもので、地方創生においても極めて重要なテーマである。「地方が持つ伸び代をいかすことで、国民の暮らしと安全を守り、地方に活力を取り戻す」ためには、政府が目指す強い経済の実現に向けた「地域未来戦略」を迅速かつ着実に推進するとともに、真の地方創生の実現に向けた地方分権改革の更なる推進が必要である。

一方で、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しは不十分なままであり、国から地方への税源移譲も三位一体改革以降行われていない。真の分権型社会は、いまだ実現しておらず、改めて原点に立ち返り、抜本的な地方分権改革を推進することが必要である。

さらに、近年激甚化する災害への対応や物価高対策をはじめ、深刻さを増す少子化への対応や持続可能な社会保障制度の構築など我が国の諸課題の解決、行政のデジタル化、脱炭素社会への移行、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の更なる推進など、複雑化・広範化する諸課題への迅速な対応のためには、国と地方は適切な役割分担の下、協力・連携して取り組む必要がある。

地方は、こうした諸課題の解決等にこれまでの地方分権改革の成果を活用し、また、国は地方の権限と裁量の拡大を進め、自由度を高めることで、地方がさらにその自主性及び自立性を十分発揮できるようにすることが必要である。

そこで、本日、九都県市首脳会議は、政府に対し、真の分権型社会の構築に向け、地方の意見を確実に踏まえ大胆な改革を断行するよう、以下の事項を強く要求する。

Ⅰ　真の分権型社会の実現

（１）更なる権限移譲の推進

高齢化・人口減少が急速に進む中で、地域における住民サービスを維持していくためには、地方行政の生産性を向上させることが必須であることから、行政運営の効率化を阻害するような過度な規制等を徹底的に解消すること。

これまでの地方分権改革に係る一括法等により、国から地方及び都道府県から基礎自治体への権限移譲が実施されたが、真の分権型社会の実現には程遠く、いまだ不十分であることから、地方分権改革の原点に改めて立ち返り、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、地方の意見を踏まえた上で、更なる権限移譲を進めること。

権限移譲の推進に当たっては、住民に身近な事務・権限は全て地方自治体

に移譲することを基本としつつも、地方自治体の規模や能力は多様であり、直面する課題も異なることから、「手挙げ方式」など、個々の地方自治体の発意に応じた権限移譲について積極的に取り組むこと。

また、事務・権限の移譲とあわせて、必要な税財源を移譲するとともに、人員移管について地方と協議を行うこと。

なお、直轄道路・直轄河川については、地方が移譲を求める全ての区間を対象として、関係する地方自治体と十分に協議し確実に財源措置等を講じた上での移譲に優先的に取り組むこと。

（２）更なる義務付け・枠付け等の見直し

国による関与、義務付け・枠付けについては、地方の意見を十分踏まえ、早期の廃止を基本とした更なる見直しを徹底して行うこと。なお、国は一括法等により「枠付け」の見直しを行ったとしながら省令で「従うべき基準」を設定し、実質的に「枠付け」を存続させているが、地方の自由度を高めるため、今後は、「従うべき基準」の設定は行わず、既に設定された基準については廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。

計画等の策定については、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」に沿って制度の検討及び見直しを進めること。

また、内閣提出法案のみならずナビゲーション・ガイドの対象となっていない議員立法も含め、計画等の策定を新たに求める法令等は原則として設けないこととし、法令上の措置については事前のチェックを行うこと。あわせて計画等の策定を国庫補助金等の交付要件とすることは原則として行わないこと。

その上で、真にやむを得ず、地方に計画等の策定を求める場合は、意思決定の表現形式は地方に委ねることを原則とし、内容が重複する計画の統廃合などの見直しを行い、地方の計画策定等の最適化や負担の適正化に取り組むこと。

なお、内閣府の調査結果では、ナビゲーション・ガイドに基づいてこれまでに見直しが実施された計画は約９割とされているが、実態としては、策定に関する規定の見直しにまで踏み込んでいるものは僅かであるため、既存の計画策定等についても更なる見直しを自ら積極的に行うこと。

さらに、既存の計画策定等の見直しを行う場合において、現在、計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策に関しては、引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。

そのほか、条例による法令の上書き権を認めるなど地方自治体の条例制定権を拡大すること。

（３）「提案募集方式」に基づく改革の推進

住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点を重視し、地方からの提案を最大限実現する方

向で取り組むこと。

これまで内閣府において「実現・対応」としてきた提案の中には提案内容どおりの対応になっていないものや引き続き検討するとされたものも多く含まれていることから、提案団体の提案内容を最大限に尊重してその実現に取り組むとともに、提案内容を実現できなかった場合は提案団体の納得が得られるよう国が説明責任を果たすこと。

加えて、検討対象外等とされた提案を含め、これまで実現できなかった提案について、地方から再提案があった場合には、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。

これまでの対応方針に掲載された事項については、進捗状況を地方が活用しやすい形で速やかに共有すること。引き続き検討するとした提案については、実現に向けたフォローアップを行うこと。加えて、一括法等により措置される事項については、条例制定等に必要な準備期間を確保できるよう、速やかに政省令の整備を行うこと。

あわせて、今後の地方分権改革を一層推進するためにも、支障事例の有無にかかわらず、課題発生の未然防止効果、国と地方の役割分担等の観点も重視し、地方がより活用しやすい制度となるよう、提案の趣旨に応じて税財源に関することも提案対象とするなど、地方の意見を踏まえ、制度の見直しを行うこと。

なお、提案募集方式に基づく取組とともに、国自らも、地方の意見を踏まえ、国と地方の役割分担を適正化する観点から、更なる地方分権改革の推進に主体的に取り組むこと。

（４）地方自治法の抜本改正

地方自治法をはじめとする現行の地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまでを規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

なお、国の地方自治体に対する補充的な指示については、地方の自主性・自立性を尊重し、地域の実情を適切に踏まえた措置とするとともに、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないよう、事前に地方自治体と十分な調整を行い、目的を達成するために必要最小限のものとするなど、衆・参両院の総務委員会の附帯決議を十分に踏まえた制度運用とすること。また、想定外の事態に万全を期すため、補充的指示権が行使される条件、想定される事態などについて可能な限り明確にし、あらかじめ、実際に指示権の影響を受ける国民に対して丁寧に説明すること。

（５）国の政策決定への地方の参画

国と地方は対等・協力の関係にあるとの認識のもと、地方の意見を確実に政策に反映させること。そのためにも「国と地方の協議の場」においては、分科会の設置も含め、企画・立案の段階から積極的に地方と協議するなど、

実効性ある運営を行うこと。また、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者を正式な議員として位置付けるよう法改正を行うこと。

国が地方自治に影響を及ぼす施策を企画・立案するときは、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨や「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」も踏まえ、地方が事前の検討期間を十分確保できるよう速やかに情報提供するとともに、重要なテーマは時間的余裕を持ち丁寧に協議するなど、地方の意見を反映することができるよう適切な対応を行うこと。

特に、過去の給付施策や「飲食料品消費税率の臨時的引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」で示された就業者負担軽減支援金のように地方の現場に大きな事務負担が生じることが想定される施策については、深刻な人手不足など地方の執行体制の実情を十分に考慮しつつ、国と地方の負担割合や役割分担のあり方、円滑な制度の実施に必要な事項について、早期にスケジュールなどを国として明確に示した上で、国と地方の間で丁寧な協議・調整を行うとともに、暫定的に地方が大きな負担を負う場合は、その期間を明示的に限定すること。

なお、議員立法等による計画策定の努力義務等が多くを占めている状況を踏まえ、立法プロセスに地方が適切に関与し、国会において地方の意見を確実に反映させる仕組みを構築すること。

Ⅱ　真の分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

（１）地方税財源の充実・確保

現状では、地方と国の歳出比率が６対４であるのに対し、税源配分は４対６であり、事務に見合う税源が地方に配分されていない。地方が担う事務と権限に見合った地方税源の充実強化を図るため、国と地方の税体系を抜本的に見直し、地方への税源移譲を確実に進めること。

また、地方が真に住民に必要なサービスを自らの責任で提供するため、国から地方への税源移譲等により、地域偏在性が小さく、安定的な税収を確保できる地方税体系を早急に構築すること。

（２）社会保障分野における地方税財源の確保

消費税及び地方消費税は、その約４割が地方の財源となっており、年金、高齢者医療、介護、子育てといった諸施策を支える極めて重要な財源となっている。

少子高齢化が進行する中にあって、将来世代に負担を残すことなく恒久的な財源を確保することが重要であり、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行うことがあってはならない。昨今、「給付付き税額控除」の導入について議論がなされており、令和８年９月には、令和９年度及び令和１０年度の２年間、飲食料品に係る消費税率を臨時的に引下げる方針等を盛り込んだ「飲食料品消

費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」が閣議決定された。この措置を含め、消費税率の引下げが行われる場合には、国の責任において代替となる安定財源を確実に確保する等、地方の財政負担が生じることのないよう、必要な財政措置を講じること。

また、同大綱において、中低所得の現役勤労者の税・社会保険料負担の軽減のための「所得に応じたきめ細かな給付」を行う新たな制度として、就業者負担軽減支援金を導入する方針も示されたが、この施策は国の政策判断により創設される制度であることを踏まえ、不交付団体も含めた全ての自治体の財政運営に支障が生じないように、給付費及び制度運営に要する経費を含む必要な経費について、国の責任において地方負担分に対応する財源を確実に目に見える形で措置すること。

政府においては、全世代型社会保障の構築に向けて取り組んでいるところであるが、制度設計に当たっては、施策の推進において重要な役割を担う地方の意見を十分に踏まえるとともに、今後も増加が見込まれる社会保障分野に係る行政需要に見合った地方税財源を確保すること。

（３）子ども関連施策に係る財政措置

子ども・子育て支援施策は、全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う事業が組み合わさることで、効果的なものとなる。

子どもに対する医療費助成制度の創設や中学校段階等を含めた学校給食費の抜本的な負担軽減、高等学校及び高等教育の授業料の無償化など、全国一律で行うべき施策については、居住地や保護者等の所得によって差が生じないよう、地方に負担を強いることなく、国の責任と財源において早期に実施すること。

特に、学校給食費の抜本的な負担軽減については、地方自治体に対し十分な意見聴取や協議を行った上で、今後の食材料費上昇等も含め、国の責任において恒久的な財源が確実に担保されるよう制度設計するとともに、中学校等においても早期に実現するよう拡充すること。

さらに、授業料の無償化に当たっては、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすること。

また、無償化により公立高等学校への進学者の減少が予想される中、公立高等学校に求められる社会的役割の変化を的確に捉え、その責務を十分に果たしていく必要がある。地域における高等学校教育の維持向上を図るため、学校施設整備や教員給与への国による財政支援を含め、公立高等学校への支援の抜本的な拡充を図ること。

あわせて、学校給食費の負担軽減及び高等学校の授業料の無償化においては、事業開始後一定期間を経た後に、事業の進め方や課題等について、地方を交えて検証する場を設けるとともに、地方が地域の実情に応じてきめ細かに行

うサービスの提供などについても、地方の創意工夫が生かせるよう、国の責任において、必要な財源措置を講じること。

（４）物価高及び人件費の増加に係る財政措置

中東情勢の悪化に伴うエネルギー価格の高騰などにより、物価高の長期化が懸念されている。物価高は全国的な課題であるため、国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤である電力やガスなどエネルギー価格等の安定に向けて、地方自治体間で対策の内容に格差が生じないよう、国の責任において全国一律の対策を直接講じること。あわせて、中長期的なコスト削減や収益構造の改善に寄与し、将来にわたり効果が持続する支援を行うこと。

また、物価高により地方の経費全般が増加していることを踏まえて、必要となる経費について適切に地方財政計画に反映させるほか、地方交付税や国庫補助金等の算定においても物価高の影響を適切に反映させるとともに、不交付団体も含めたすべての自治体に対し、財政力に応じた補正を行うことなく、適切かつ十分な財政措置を講じること。

さらに、国が定める公定価格により経営している社会福祉施設や医療機関においては、令和８年度に実施される公定価格の見直しの効果を踏まえつつ、物価高等の社会経済情勢により経営状況に支障が生じた場合には、経営改善や従事者の処遇改善が図られるよう、臨時的な公定価格の改定を行うなど、全国一律の対応を講じること。

また、人件費の増加への影響に伴う財源については、令和８年度の地方財政対策において令和８年度の給与改善費が財政措置されているものの、民間給与の上昇等を踏まえた増加が引き続き見込まれていること、令和７年人事院勧告において比較対象の企業規模の引上げが行われたことを踏まえ、会計年度任用職員も合わせた必要な人件費財源を国の責任において確実に確保すること。

加えて、教職調整額について、令和８年１月から段階的な引上げが行われているが、引上げに伴う地方の負担増に留意し、不交付団体も含めた全ての自治体に対し、必要な財政措置を行うこと。

（５）防災・減災に係る財政措置等

高度経済成長期の昭和 40 年代から集中的に整備された道路、上下水道などのインフラが一斉に老朽化による更新時期を迎えている中で、平時においても住民生活や生命にも関わる深刻な影響を及ぼす事故が発生しており、今後、全国のどこでも起こりうるとされている。

また、全国において大規模な地震や風水害が頻発しており、さらに今後は火山の大規模噴火などの発生も懸念される。加えて、近年では地球温暖化に伴う海面水位の上昇もある中、首都圏等においてもインフラ等に甚大な被害が発生することが想定されている。

地方自治体が地域の実情に応じて計画的に防災対策を推進していくために必要な財源を安定的・継続的に確保するとともに、補助事業を拡充すること。

特に、下水道施設は極めて過酷な状況に置かれたインフラであり、老朽化・耐震化対策を推進する必要がある。事故の発生を未然に防ぐため、全国特別重点調査が実施され、要対策とされた管路について財政措置が拡充されたが、流量の大きい大口径管の点検・調査や改築・更新における有効な手法の確立など、今後も強靱で持続可能な下水道システムの構築に向けて、国として具体的な制度改正や支援を行うとともに、下水道施設への財政措置の継続・拡充を図ること。

さらに、令和９年度以降に汚水管改築の交付金を受けるには、「水の官民連携」（ウォーターＰＰＰ）導入を決定済みであることが必要となるが、汚水管の維持管理・改築更新の負担や大規模汚水管の更新手法等について明確な方針が確立するまで、この要件化を見送ること。

また、水道施設の老朽化対策について、漏水の発生、浄水処理の停止等による市民生活への影響を防ぐため、管路更新に係る補助事業の要件を緩和するとともに、浄水場及び配水場の施設更新に係る補助事業を創設すること。

なお、近年は各地で猛烈な集中豪雨や線状降水帯による大雨が発生しており、従来の河川整備や雨水対策では十分に対応しきれない、新たな段階の都市型水害の脅威も顕在化している。このような都市型水害に備えるため、密集市街地で河道拡幅等が困難な地域における大規模な地下貯留施設の設置に向け、国として主体的に取り組むこと。

あわせて、都心部では膨大な雨水の排水が困難であり、貯留量も不足していることから、民間企業が行う貯留施設の設置が促進されるよう財源措置の充実など見直しを行うこと。

さらに、都市型水害の対策のあり方について、国土交通省が新たに設置した水災害調査・対策検討委員会の提言等も踏まえ、施設の整備水準や対策手法に関する調査・検証に対する財政的・技術的支援とともに、広域的な内水・外水対策の検討及び実施に要する経費について、通常予算とは別枠で財源を確保するなど、所要の財政措置を講ずること。

（６）地方交付税措置のある地方債の期間延長等

公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを長期的な視点で進めるため、令和８年度が制度終了の期限とされている公共施設等適正管理推進事業債について、令和８年度までの時限措置ではなく、恒久的な措置とするとともに、全ての事業で公用施設も対象とすること。

また、緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債、緊急浚渫推進事業債及び脱炭素化推進事業債については、切れ目なく計画的に事業を推進していくため、恒久的な措置とするなど重点的な支援を行うこと。

（７）課税自主権の拡大

地方自治体は、必要な財源を自ら調達する等のために、地域の特性に応じた法定外税を創設することができる。しかし、法人事業税に関する規定が及ばない法定外税として創設した神奈川県臨時特例企業税は、平成２５年３月の最高裁判決で、法定外税であっても、別段の定めがない限り、法定税に関する規定に抵触してはならないという強行規定が及ぶものと判断され、違法・無効となった。

この判決は、地方自治体が独自に創設する法定外税は、法定税に関する強行規定の制約を受け、国税を含む法定税が課税対象を幅広く押さえている現状を踏まえると、実質的に法定外税の創設が困難であることを示したものである。

このような状況は、地方自治体による課税自主権の積極的な活用を制約するものであることから、地方自治体が法定外税を法定税から独立した対等の税目として創設することを可能とするなど、地方税法をはじめとした関係法令について抜本的に見直すこと。

（８）自動車関係諸税の課税のあり方の見直しにおける地方税財源の確保

環境性能割の廃止並びに地方揮発油税及び軽油引取税の当分の間税率の廃止に伴う地方の減収分については、地方交付税による措置によらず、代替の恒久的な税財源を早急に措置すること。

また、今後の自動車関係諸税の総合的な見直しに当たっては、自動車関係諸税がこれまで地方自治体の都市基盤整備等を支える貴重な財源となってきたことに加え、脱炭素化の進展や保有から利用への形態の変化により減収が見込まれること、さらに、道路等の維持管理・更新及び防災・減災の推進並びに次世代自動車の普及に伴う新たな行政需要への対応に多額の財源が必要となることなどを踏まえ、地方自治体に減収が生じることのないよう、税財源を確実に確保すること。

特に、自動車税については、「財産税的性格」及び「道路損傷負担金的性格」も踏まえ、税負担の公平性を確保するとともに、同税の税収は地方にとって極めて重要なものであることから、中長期的にも安定的な税収の確保が図られるよう制度設計を行うこと。

なお、大幅な見直しを行う場合には、納税者にとって分かりやすい制度となるよう留意するとともに、自動車税の月割課税・月割還付の廃止など更なる制度の簡素化をはじめ、各地方自治体における基幹税務システムの改修や条例の制定、納税者への周知といった課税庁の事務負担等にも配慮の上、検討すること。

（９）固定資産税の安定的確保

固定資産税は、都及び市町村の行政サービスの提供を安定的に支える上で重

要な基幹税目であるため、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、国の経済対策に用いるべきではない。厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、その安定的確保を図ること。

中小事業者等の生産性の向上や賃上げ促進を目的とした特例措置のように、国の経済対策として講じられる時限的な軽減措置については、期限の到来をもって確実に終了すべきであり、制度の安易な延長や類似の制度の創設は行わないこと。

土地に係る固定資産税・都市計画税の負担調整措置については、税負担の公平性及び負担調整措置の簡素化等の観点から、商業地等の据置措置の早期見直しを図ること。

家屋に係る固定資産税の新築住宅減額措置については、空き家の増加や脱炭素社会への移行等を踏まえ、対象を環境性能が優れた住宅に重点化するなど、既存の特例措置の整理・縮小を行うこと。

償却資産に係る固定資産税については、国の経済対策等を理由として廃止等を行うべきではなく、引き続き制度を堅持すること。

（10）地球温暖化対策に必要な地方税財源の確保

地球温暖化対策は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など多岐にわたっており、「２０５０年カーボンニュートラル」の実現に向けて、地方自治体が行う温暖化対策の更なる拡充が必要となる。

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の予算規模の拡充・運用改善や「脱炭素化推進事業債」の対象事業の拡充、カーボンプライシングの地方税財源化など、必要な財源措置を講じること。

また、森林環境税については、森林環境譲与税が一層有効活用されるような方策を検討し、その活用については、木材利用の拡大、森林環境教育等の都市部に存在する需要にも配慮すること。

（11）個人所得課税の充実確保

所得税及び個人住民税における各種控除等の見直しや給付付き税額控除の導入により、地方に減収が生じる場合は、地方の担う行政サービスに支障を来すことがないよう、地方交付税を含め国の責任において適切に補填を行い、地方一般財源を確保すること。

特に、個人住民税については、地域社会の費用の負担を住民がその能力に応じて広く分かち合うといった基本的な性格や、地方財政に与える影響等に十分配慮した上で、実務上整理すべき課題も含め、地方の意見も踏まえた丁寧な議論を行うこと。

また、年収の壁の更なる見直し等により、課税総所得金額や税額等が変動し、社会保障制度や教育等に係る給付及び負担の水準に様々な影響が生じることに配慮し、各種制度等の周知期間を十分に確保するとともに、適切な地方財政措

置を講じること。
　加えて、令和８年９月に閣議決定された、飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱において、支援金制度は、本格的な「給付付き税額控除」を導入する第一歩とされており、この「給付付き税額控除」については、継続して検討を行うこととされている。検討に当たっては、国は早期に制度の全体像及び制度導入に向けた工程を明らかにした上で、地方と丁寧な協議を行うこと。また、地方財政に影響を与えないよう十分配慮すること。

(12) ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

　ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、地滑り対策等の災害防止対策及び廃棄物処理等の行政サービスと応益関係にあり、ゴルフ場が所在する都道府県及び市町村にとって貴重な財源となっていることから、引き続き現行制度を堅持すること。

(13) ふるさと納税制度の見直し

　ふるさと納税制度については、今後も寄附金を集めるための返礼品競争が続くことが見込まれる中、令和８年度税制改正において、特例控除額については１９３万円が上限として新たに設定された。また、これまで総務省告示で規定されていた募集費用総額上限５割以下の基準に替わり、寄附金活用可能額の割合を６０％以上とする見直しが行われた。
　これらの改正については一定評価するが、特例控除額の上限設定は一部の高所得者に対象が限られるものであり、高所得者ほど制度の恩恵を受けうるという課題の解消には不十分であるとともに、都市部の地方自治体において税収減が大きく、財政への影響等の課題が依然として残っている。
　加えて、会計検査院からも、「地方公共団体の歳入総額を減少させる方向での影響を与えている」等の指摘がなされており、ふるさと納税制度は我が国全体の行政サービスとして使われるべき財源を縮小させるものである。
　このため、特例控除額の上限設定の引下げや、寄附金活用可能額の割合の更なる引上げ等を行い、寄附を通して生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に貢献するという本来の趣旨に沿った制度となるよう、更なる見直しを行うこと。
　なお、見直しに当たっては、地方自治体の財政に与える影響も考慮すること。
　また、所得税控除分相当額を個人住民税から控除する仕組みであるふるさと納税ワンストップ特例制度については、マイナンバーやマイナポータルの活用による手続きの簡素化が図られるまでの間の特例措置として導入されたものであるが、マイナンバーカードの保有率が８０％を超えたことや、既にマイナポータル連携の確定申告手続が可能になったこと等を踏まえると、その役目を終えたと考えられることから、速やかに廃止するとともに、廃止までの間、同制

度の適用により個人住民税から控除される所得税控除分相当額については、地方特例交付金により全額を補塡すること。

(14) 個人事業税における課税対象事業の限定列挙方式の見直し

個人事業税について、課税の公平性を確保するため、課税対象事業を限定列挙する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること。

また、限定列挙方式の見直しが実現するまでの間、社会経済情勢に即した新規業種を課税対象事業に随時追加すること、事業認定に係る取扱いを明確化すること、課税資料となる所得税確定申告書等に事業認定に有益な情報を記載するよう見直すことなどの対応を行うこと。

(15) 地方税務手続のデジタル化・キャッシュレス化の推進

税務手続のデジタル化・キャッシュレス化の推進に当たり、標準化に準拠した税務システムへの移行が円滑かつ安全に実現できるよう、「地方公共団体システム標準化基本方針」において示されているとおり、一部の機能については移行後の実装等を可能とする経過措置を設けること。あわせて、令和８年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化しているシステムへの積極的な支援を行うこと。

また、多様な地方自治体の実情を踏まえ、その意見を反映した確実な移行経費の支援及び運用経費の削減に向けた対策を講じること。

さらに、マイナポータルや地方税共通納税システムの活用については、引き続き対応策を検討するとともに eLTAX を通じた税務手続及びキャッシュレス納付の利用拡大に努めること。

加えて、自動車税のワンストップサービスについては、初回新規登録以外での利用率が低い状況にあることから、その要因を分析し対策を講じるとともに、システム改修等による操作性の向上や分かりやすいマニュアル等の整備、積極的な広報の実施により、一層の利用促進を図ること。また、令和５年１月に新規稼働した軽自動車税のワンストップサービスについても、利用率の伸び悩みが見られることから、要因の分析及び対策の実施を図ること。

(16) 地方たばこ税制度の堅持

地方たばこ税は地方自治体にとって貴重な一般財源であることから、地方財政に影響を及ぼすことがないよう、現行制度を堅持すること。

(17) 地方法人課税の拡充強化

令和元年１０月の消費税率１０％への引上げ時において、法人事業税の暫定措置が廃止され、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化が行われた。さらに、令和元年度税制改正においては、地域間の財政力格差の拡大や経済社

会構造の変化等を理由として、再び法人事業税の一部を国税化し、これまで以上の規模で都道府県に再配分する新たな措置として特別法人事業税・特別法人事業譲与税が創設された。

地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権の理念に逆行している。

地方間の財政力格差については、本来、国から地方への税源移譲により地方税の充実を図る中で、国の責任において是正されるべきである。その際には、法人の行政サービスの受益に応じた負担という地方税の原則を踏まえる必要がある。

地方が自ら地域の課題解決に取り組み、各々の個性や強みを発揮した自立的な行財政運営を行っていくため、国は、国・地方間の税財源の配分の見直しを含め、日本の持続的発展に資する地方税財政制度の抜本的な見直しに着実に取り組むこと。あわせて、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、産業振興、地域活性化に取り組む地方自治体の自主的な努力が適切に反映されるよう、自主財源である地方法人課税の拡充強化を図ること。

(18) 外形標準課税のあり方の検討

法人事業税の外形標準課税のあり方については、地域経済及び企業経営への影響も踏まえるとともに、減資や組織再編の動向への対応も含め、引き続き検討を行うこと。なお、適用対象法人の基準については、法人による操作可能性が小さいものとするとともに、課税実務上、確認が容易であり、納税者及び課税庁にとって執行面で過度な負担とならないものとすること。

(19) 法人事業税の分割基準の適正化

法人事業税の分割基準については、企業の事業活動と行政サービスとの受益関係をより的確に反映させ、法人の事業活動が行われている地域に税収をより正しく帰属させるものとなるよう引き続き適正化を図ること。

また、地方自治体間の財政調整を目的とする見直しは行わないこと。

(20) 法人事業税における収入金額課税の堅持

法人事業税における収入金額課税については、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していること、電気供給事業者及びガス供給事業者は多大な行政サービスを受益していること等を踏まえ、同制度を堅持すること。

(21) 国際課税制度の見直しに係る税収の地方への帰属

経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにおける、市場国への新たな課税権の配分（第１の柱）については、これまで国・地方で法人に対して課税を行ってきたことなどを踏まえ、地方に課税権が認められる部分を含め検討すること。

その際、応益原則等を踏まえ、不交付団体を含む全ての地方自治体に税収の一定割合を帰属させるとともに、納税者の事務負担等にも配慮し、国が一括徴収する仕組みとするなど、適切な制度構築を図ること。

（22）地方交付税の総額確保及び臨時財政対策債制度の廃止

地方交付税については、地方が住民サービスを安定的に供給するため、地方一般財源総額実質同水準ルールの堅持にとどまらず、社会保障関係費や人件費の増加、物価高や金利の上昇による影響をはじめとした地方における行財政需要の増加や税収の動向を的確に把握した上で地方財政計画に計上するとともに、法定率の更なる引上げを含む抜本的な見直しにより、引き続き、地方の安定的な財政運営に必要な交付税総額を確保・充実すること。

また、現在、国の予算編成について、その予見可能性を確保し、地方自治体や民間事業者の取組を後押しするため、予算編成のあり方の見直しとして、毎年補正予算が組まれることを前提とした「補正予算依存」から脱却し、恒常的な施策に係る予算は可能な限り当初予算で措置することが検討されている。これが実現した場合に必要となる地方負担分についても、地方財政計画に所要額を計上し当初予算においてその財源を確保するなど、円滑な事業執行や地方自治体の財政運営に支障が生じないよう必要十分な地方財政措置を講ずること。

あわせて、地方が予見可能性を持って財政運営を行うことができ、予算編成に支障が生じることのないよう、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示すること。

さらに、地方交付税は国による義務付けや政策誘導を行うための制度ではなく、地方共有の固有財源であることを強く認識し、適切に運用するとともに、地方交付税が「国からの仕送り」であるかのような誤った認識を国民に与えないよう、正確に周知すること。

なお、地方の保有する基金は、大規模な災害や経済不況による税収減といった不測の事態への対応など財政運営の年度間調整などのために積立てを行っているものであり、地方財政に余裕が生じているものではない。

地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限が限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことから、地方の基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

また、臨時財政対策債は、令和７年度に引き続き令和８年度も新規発行額がゼロであるものの、年収の壁見直しによる税収減・歳出増の影響や、社会経済情勢の変化に伴う財政需要の増加等、今後も地方財源の不足が生じることが想定される。

地方の財源不足の解消は、臨時財政対策債の発行によることなく、税源移譲

や地方交付税の法定率引上げ等によって国の責任で確実に対応すべきであり、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債は、令和９年度以降延長することなく、その制度を廃止すること。

加えて、過去に借り入れた臨時財政対策債の元利償還金については、償還財源を確実に別枠として確保すること。

(23) 国庫支出金の改革

国において国と地方の役割分担を見直し、地方への権限及び税源の移譲を行うまでの間、国庫支出金については、首都圏特有の行政需要を考慮し、必要額を安定的かつ確実に確保するとともに、地方自治体の超過負担の解消を図ること。

その際、財政力指数に基づく国庫支出金の補助率の変更は行わないこととし、事務手続の簡素化など運用改善を図るとともに、地方の自由度の高い制度となるよう見直すこと。

国庫支出金の廃止、地方への税源移譲が行われるまでの間、国からの交付金等により造成された基金事業については、事業の進捗状況などを踏まえ、地方の必要に応じた増額や、事業期間の延長を図るとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、基金の造成を指定都市にも認めることなど、要件の見直しを行うこと。あわせて、事務手続の簡素化などの運用改善を図ること。

(24) 国直轄事業負担金の見直し

国直轄事業については、国と地方の役割分担を見直し、地方が行うべき事業は地方に権限と必要な税財源を移譲すること。なお、そのための具体的な手順等を盛り込んだ工程を早急に示すこと。

また、国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の意見を確実に反映させるため、事前協議を法制化すること。

加えて、国は、地方が国に支出した国直轄事業負担金について、厳正な検査を行い、不適切な支出等があった場合は地方自治体に負担金を返還する仕組みを構築すること。

Ⅲ　持続可能な地方行政のあり方に関する議論に当たって

人口減少下においても、将来にわたり地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、第３４次地方制度調査会における「国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方」についての調査審議を踏まえ、地方制度の見直しを行う場合は、その過程においても、地方分権や市町村優先の原則という考え方を基本としつつ、地域における取組や都道府県及び指定都市の実情を適切に踏まえた上で、国と地方との間で、十分な協議の機会を設けること。

Ⅳ　広域連携、道州制の議論に当たって

広域連携の新たな枠組みの検討に当たっては、九都県市首脳会議をはじめとした既存の広域連携の機能や取組について分析し、関係する地方自治体等に対し、十分な意見聴取や協議を行った上で、必要性について、慎重に議論を行うこと。

また、道州制の議論が進められる場合においては、真に地方分権に資するものとなるよう、地方の意見を十分に尊重すること。

Ⅴ　国の財政規律の確立と地方税財源の拡充

地方は、厳しい財政状況の中、徹底した行財政改革を断行し、財政健全化に努めているが、国は、地方に比べて、これらの取組が不十分であると言わざるを得ない。

国は、行財政改革による財政健全化に取り組むとともに、臨時財政対策債や地方税の国税化といった国の財政難を地方にしわ寄せする制度については、財政状況にかかわらず見直しを行い、速やかに臨時財政対策債制度を廃止した上で、国において交付税総額の確保を図るとともに、地方の税財源の拡充に取り組むこと。

令和８年　月　日

内閣総理大臣　高市　早苗 様

九都県市首脳会議

座長　相模原市長　本　村　賢太郎
埼玉県知事　大　野　元　裕
千葉県知事　熊　谷　俊　人
東京都知事　小　池　百合子
神奈川県知事　黒　岩　祐　治
横浜市長　原　澤　敦　美
川崎市長　福　田　紀　彦
千葉市長　神　谷　俊　一
さいたま市長　清　水　勇　人